

出水期における体制の確認

令和7年度 県管理河川の水位状況について

○愛知県における洪水予報河川について、令和7年度の水位状況をまとめたものです。

●令和7年度における県管理河川の水位状況について【洪水予報河川】

圏域名	河川名	観測所名	発表日時		水位状況			発表者	ホットラインの対象 情報
					避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫警戒水位		
庄内川・木曾川	日光川	戸苅	令和7年7月17日	14時10分	○			海部建設事務所	○
矢作川	逢妻川	一ツ木逢妻川	令和7年9月5日	9時20分	○			知立建設事務所	○
矢作川	境川	泉田	令和7年9月5日	11時10分	○			知立建設事務所	○

(参考) 令和7年度 発表回数 3回 (令和6年度 発表回数 6回)

令和7年度 県管理河川の水位状況について

○愛知県における水位周知河川について、令和7年度の水位状況をまとめたものです。

●令和7年度における県管理河川の水位状況について【水位周知河川】

圏域名	河川名	観測所名	発表日時		水位状況		発表者	ホットラインの対象 情報
					避難判断水位	氾濫危険水位		
庄内川・木曽川	領内川	祖父江	令和7年7月17日	12時50分	○		一宮建設事務所	○
豊川	柳生川	花田	令和7年9月5日	11時15分	○		東三河建設事務所	○
庄内川・木曽川	五条川（上流）	曾野	令和7年9月5日	7時40分	○		一宮建設事務所	○
豊川	梅田川	浜道	令和7年9月5日	11時39分	○		東三河建設事務所	○
矢作川	乙川	大平	令和7年9月5日	11時50分	○		西三河建設事務所	○
矢作川	乙川	大平	令和7年9月5日	12時40分		○	西三河建設事務所	○

(参考) 令和7年度 発表回数 6回 (令和6年度 発表回数 15回)

水防法 概要

【水防法の目的】

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(都道府県の水防責任)

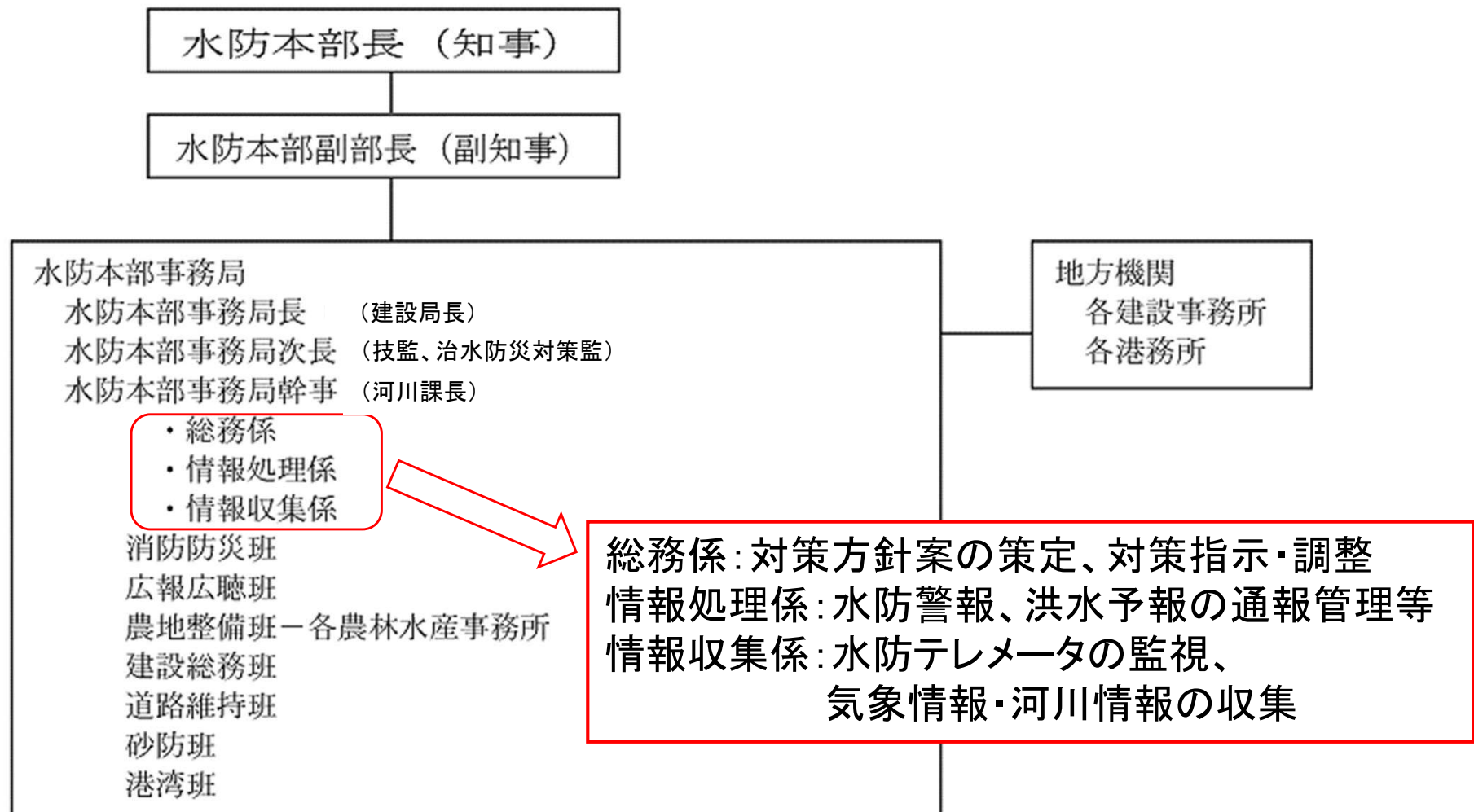
第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

水防の第一次責任は市町村等にあるが、水防の効果を発揮させるには、都道府県が広い立場に立って水防活動の調整を行う必要がある。

愛知県の防災体制(水防本部の組織)

○県水防本部組織図

県水防本部は、愛知県災害対策本部を構成する各部班のうち水防活動に特に関係の深い部班で編成する**常設機関**。



○建設業者等との防災安全協定

建設業者、測量設計業者との協働

- **防災安全協定(災害協定等)の締結(H13~)**
- 土木研究会始め3団体と包括協定の締結
(H25.3.21)
- 愛知県測量設計業協会始め3団体と協定の締結
(H23.3.25始め)

防災安全協定(河川)に基づく巡視を行う基準(建設業者)

- 巡視対象河川の水位が「出動水位」又は「出動水位相当」に達したとき、又は達したと予想されるとき
- 「高潮に関する水防警報(出動)」が発令されたとき
- 震度5弱以上の地震が発生したとき(時間外は自主的に巡視点検する)
- 津波の来襲があったとき
- 地震・豪雨等による被害が相当規模発生する恐れがあると所長が判断したとき

中部地方整備局と連携した防災体制

○中部地方整備局・管内5県3政令市・水資源機構・高速道路株式会社などと災害における包括協定

■協定締結

○協定締結日

令和2年3月26日

○協定締結者

中部地方整備局長、長野県知事、岐阜県知事、静岡県知事、愛知県知事、三重県知事、静岡市長、浜松市長、名古屋市長、独立行政法人水資源機構中部支社長、中日本高速道路株式会社東京支社長、八王子支社長、金沢支社長、名古屋支社長、名古屋高速道路公社理事長、一般社団法人日本建設業連合会中部支部長

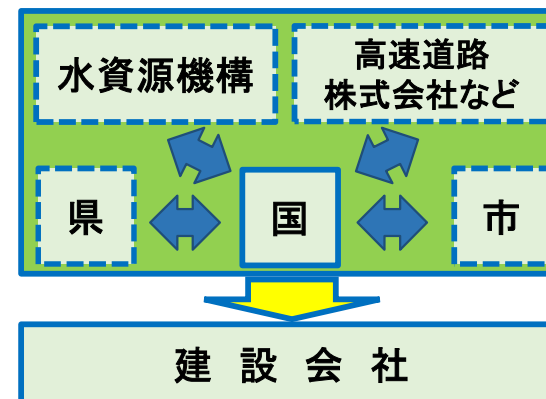
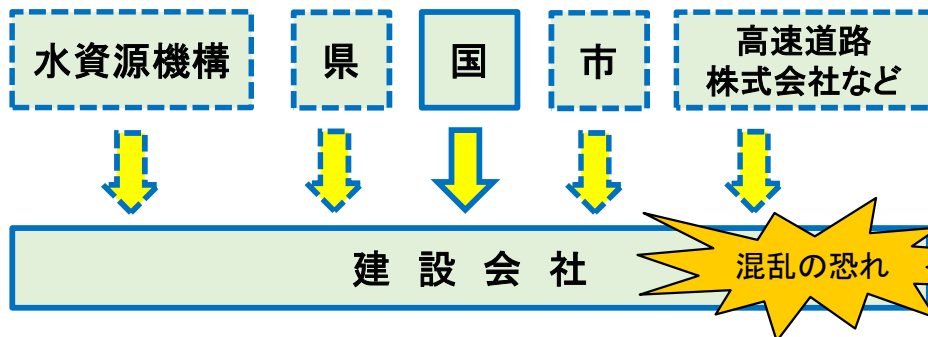
■特 徴

地震・大雨等の大規模な災害又は事故(そのまま放置すれば、直ちに災害につながるおそれがある場合に限る。)が発生した場合は、複数の県又は政令市にわたる甚大なものになることが想定される。その復旧、復興に当たっては全国的な技術力、資機材の調達など民間建設業の協力が不可欠となる。

これまでは国、県、市、水資源機構、高速道路株式会社などがそれぞれ建設会社の出動を要請していたが、このような大規模な広域災害時には中部地方整備局が県、政令市、水資源機構、高速道路株式会社などとの調整役となり、円滑に対応できるように令和2年3月26日付けで新しく協定を締結した。

(協定締結前)

(協定締結後)



(凡例)



水防活動の主な取組状況

川の防災情報の提供(重要水防箇所等の位置図)

県管理河川の重要水防箇所及び水防倉庫の位置図を愛知県ウェブサイトにて公表。

令和7年度 重要水防箇所図

ページID:0353087 掲載日:2025年8月18日更新  印刷ページ表示

尾張建設事務所管内

-  [名古屋市\(西区、千種区、中区、中川区\) \[PDFファイル/2.8MB\]](#)
-  [名古屋市\(中村区、天白区、東区、南区\) \[PDFファイル/2.26MB\]](#)
-  [名古屋市\(港区、守山区、昭和区、瑞穂区\) \[PDFファイル/3.42MB\]](#)
-  [名古屋市\(熱田区、名東区、北区、緑区\) \[PDFファイル/2.51MB\]](#)
-  [瀬戸市 \[PDFファイル/2.16MB\]](#)
-  [春日井市 \[PDFファイル/2.06MB\]](#)
-  [小牧市 \[PDFファイル/1.93MB\]](#)
-  [尾張旭市 \[PDFファイル/673KB\]](#)
-  [豊明市 \[PDFファイル/837KB\]](#)
-  [日進市 \[PDFファイル/1.02MB\]](#)
-  [清須市 \[PDFファイル/1.01MB\]](#)
-  [北名古屋市 \[PDFファイル/663KB\]](#)
-  [長久手市 \[PDFファイル/452KB\]](#)
-  [東郷町 \[PDFファイル/562KB\]](#)
-  [豊山町 \[PDFファイル/276KB\]](#)




一宮建設事務所管内

-  [一宮市 \[PDFファイル/3.27MB\]](#)
-  [犬山市 \[PDFファイル/1.42MB\]](#)
-  [江南市 \[PDFファイル/894KB\]](#)
-  [稲沢市 \[PDFファイル/2.05MB\]](#)
-  [岩倉市 \[PDFファイル/429KB\]](#)
-  [大口町 \[PDFファイル/630KB\]](#)
-  [扶桑町 \[PDFファイル/433KB\]](#)

海部建設事務所管内

-  [津島市 \[PDFファイル/930KB\]](#)
-  [愛西市 \[PDFファイル/2MB\]](#)
-  [弥富市 \[PDFファイル/1.44MB\]](#)
-  [あま市 \[PDFファイル/1.31MB\]](#)
-  [太治町 \[PDFファイル/357KB\]](#)
-  [蟹江町 \[PDFファイル/525KB\]](#)
-  [飛島村 \[PDFファイル/691KB\]](#)

知多建設事務所管内

-  [半田市 \[PDFファイル/1.07MB\]](#)
-  [常滑市 \[PDFファイル/448KB\]](#)
-  [東海市 \[PDFファイル/1.03MB\]](#)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/jyuyousuiboukashozu.html>

県管理河川における越水などの情報共有について

【市町村の皆様へ】

○洪水時に住民などから県管理河川における越水などの通報がされた場合は、所管の建設事務所に電話で連絡をお願いします。

○市町村の水防計画には、連絡先として建設事務所を入れて下さい。

【建設事務所の皆様へ】

○建設事務所は河川課に連絡するとともに、市町村にも情報提供して下さい。

○巡視後は、「異常気象時における河川・海岸の緊急活動要綱」により、建設局長へ報告するとともに、市町村にも情報提供して下さい。

○あらかじめ市町村の防災担当課へ管内図（河川砂防図）を配布し、県の連絡先（昼夜）を知らせておいて下さい。

【参考】

水防法第25条には、「水防に関し、堤防その他の施設が決壊したときには、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。」とある。

また、逐条解説水防法には、「『決壊』とは、通常施設の効用を害する程度の損壊をいい、その物理的形体の全部又は一部の喪失を意味するが、本条においては、広義に解して、溢水及び異常な漏水の場合も含むと考えられる。」とある。

さらに、「『関係者』とは、知事、所轄警察署長、重大な影響を受けるべき他の水防管理団体又は市町村、付近の住民等をいう」とある。

水防法第9条にも、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときには管理者に連絡することとなっている。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 庄内川・木曾川圏域に係る取組方針

令和4年6月

(令和7年5月一部修正)

庄内川・木曾川圏域 水防災協議会

目次

1. はじめに.....	1
2. 本協議会の構成員.....	4
3. 減災のための目標と取組方針.....	7
4. フォローアップ.....	19

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申では、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要があるとされている。この答申を踏まえて平成 27 年 12 月 11 日に国土交通省は、「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、令和 2 年度を目途に「水防災意識社会」を再構築する取組を行うこととした。

そのような中、平成 28 年の台風 10 号豪雨により岩手県の管理する小本川が氾濫し要配慮者施設で 9 名が亡くなるなど、県の管理する中小河川などにおいても浸水被害が頻発したことから、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を県管理河川へ速やかに拡大する必要が生じた。

平成 29 年 6 月 20 日には、これらの取組に関し、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、概ね 5 年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下「緊急行動計画」という。）が取りまとめられた。

更に、平成 30 年 7 月豪雨を始め、近年各地で大水害が発生していることを受け、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきとされ緊急行動計画が改定された。

庄内川・木曾川圏域は、我が国の三大経済圏の 1 つである中部圏に位置し、多くの人口・資産、行政・医療機関、東海道新幹線等の鉄道や東名・名神高速道路等の高速道路の I C といった重要な施設を多数有する愛知県における政治・経済の中枢を担う地域である。

昭和 34 年の伊勢湾台風では、名古屋市南部・西部及び海部郡等で高潮による堤防の決壊で甚大な被害を受けたほか、昭和 51 年、平成 3 年の洪水においても、

大きな浸水被害が発生している。

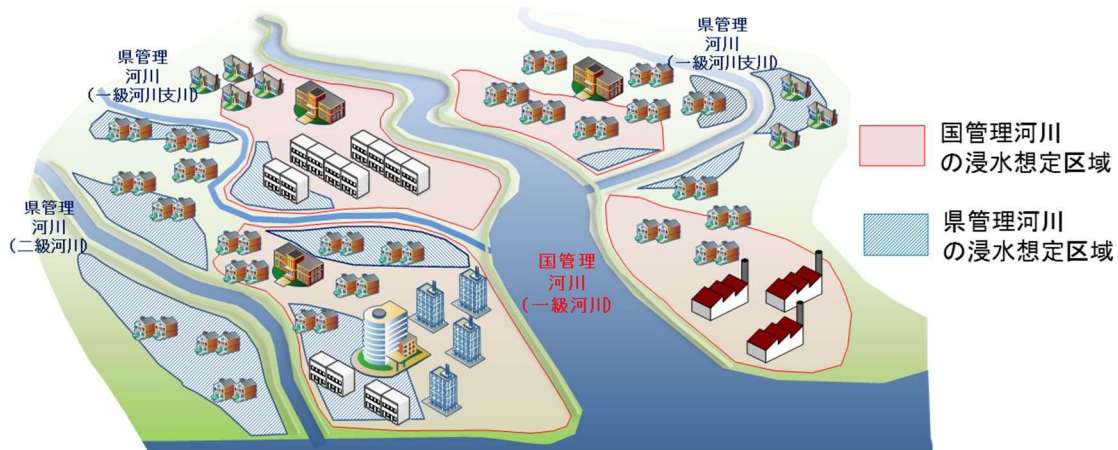
平成12年の洪水（東海豪雨）では、新川で計画高水位を越える水位が長時間継続し、新川堤防が破堤したほか、平成20年8月豪雨、平成23年9月豪雨でも床下・床上浸水による浸水被害が発生している。

庄内川・木曾川圏域の県管理河川等を対象として、地域の特徴を踏まえ、関東・東北豪雨のような大規模な水害に対し減災を図るため、名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、尾張旭市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、尾張水害予防組合、海部地区水防事務組合、愛知県（防災安全局、建設局、尾張建設事務所、一宮建設事務所、海部建設事務所、知多建設事務所）、名古屋地方气象台、国土交通省中部地方整備局（木曾川上流河川事務所、木曾川下流河川事務所、庄内川河川事務所）が参画し、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、平成29年2月に「庄内川・木曾川圏域水防災協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

本協議会では、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、概ね令和8年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、今後その結果を「庄内川・木曾川圏域に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組むとともに、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するフォローアップを行うこととする。

【本協議会設立の枠組み】



- ◆一級河川木曾川・庄内川（国管理区間）の浸水想定区域を基本に、県管理河川を加えた圏域で設定
- ◆想定される洪水ハザードに対する情報共有や避難行動など、本協議会の取り組むべき内容を検討するにあたり、関係する市町村等が極力分断されないよう圏域を設定。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員は、表1及び表2のとおりである。また、本協議会が対象とする河川は表3のとおりである。

表1 庄内川・木曾川圏域水防災協議会 会員一覧（1／2）

	構成員
会長	愛知県建設局 局長
副会長	愛知県防災安全局 局長
会員	名古屋市 防災危機管理局 局長
会員	名古屋市 緑政土木局 局長
会員	一宮市 市長
会員	瀬戸市 市長
会員	春日井市 市長
会員	津島市 市長
会員	犬山市 市長
会員	江南市 市長
会員	小牧市 市長
会員	稲沢市 市長
会員	東海市 市長
会員	尾張旭市 市長
会員	岩倉市 市長
会員	日進市 市長
会員	愛西市 市長
会員	清須市 市長
会員	北名古屋市 市長
会員	弥富市 市長
会員	あま市 市長
会員	長久手市 市長
会員	豊山町 町長
会員	大口町 町長

表2 庄内川・木曾川圏域水防災協議会 構成員一覧（2／2）

	構成機関・役職
会員	扶桑町 町長
会員	大治町 町長
会員	蟹江町 町長
会員	飛島村 村長
会員	尾張水害予防組合 管理者
会員	海部地区水防事務組合 管理者
会員	愛知県 建設局 治水防災対策監
会員	愛知県 尾張建設事務所 所長
会員	愛知県 一宮建設事務所 所長
会員	愛知県 海部建設事務所 所長
会員	愛知県 知多建設事務所 所長
会員	気象庁 名古屋地方气象台 台長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 所長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 所長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 所長

表3 庄内川・木曾川圏域水防災協議会の対象河川一覧

水系名	河川名		水系名	河川名		水系名	河川名	
(一)庄内川	矢田川	○	(一)庄内川	境川		(二)天白川	大高川*	
	守山川*			半之木川			瀬木川*	
	香流川	○		堀川*			手越川*	
	隅除川*			新堀川*			藤川*	
	天神川			八田川	○		植田川*	
	瀬戸川			生地川			繁盛川	
	新川	◎		地藏川			岩崎川	
	大山川	○		新地藏川			(二)山崎川	山崎川*
	西行堂川			内津川	○	(二)日光川	日光川	◎
	池田川			大谷川			戸田川*	
	外堀川			長戸川*			宝川	
	薬師川			野添川*			善太川	
	新造川		繁田川		福田川		○	
	新境川		新繁田川		蟹江川		○	
	合瀬川		水野川		小切戸川			
	中江川		鍼川		目比川			
	新中江川		鍋田川		三宅川			
	原川		(一)木曾川	鍋田川東支川	領内川		○	
	鴨田川		郷瀬川		新堀川			
	水場川		新郷瀬川		光堂川			
	五条川	○	(二)大田川	大田川	野府川			
	青木川	○	渡内川		北古川			
	縁葉川		中川		西條小切戸川			
	巾下川		(二)天白川	天白川	◎		(二)筏川	筏川
矢戸川			扇川*	○	合計74河川			

※名古屋市管理河川

赤字 (◎) : 洪水予報河川 (3河川) 青字 (○) : 水位周知河川 (12河川)

【洪水予報河川及び水位周知河川の指定日】

洪水予報河川		水位周知河川	
河川名	指定日	河川名	指定日
新川	平成14年5月31日	矢田川	平成19年6月1日
天白川	平成20年6月1日	香流川	平成19年6月1日
日光川	平成20年6月1日	大山川	平成21年6月1日
		五条川	平成19年6月1日
		青木川	平成21年6月1日
		八田川	平成21年6月1日
		内津川	平成19年6月1日
		扇川	平成19年6月1日
		山崎川	平成19年6月1日
		福田川	平成21年6月1日
		蟹江川	平成19年6月1日
		領内川	平成21年6月1日

3. 減災のための目標と取組方針

(1) 目標

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の水害において多数の孤立者が発生し、避難勧告等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかったこと、また土のう積み等の水防活動が十分にできなかったなどの課題が浮き彫りとなった。

当該洪水による堤防決壊は、現在の整備水準を上回る洪水により発生しており、今後も整備水準を上回る洪水がいつ・どこで発生してもおかしくない状況である。

そうした中、全国的に現状の河川的能力を超える大規模な水害が頻発していることから、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組が進められている。

なかでも県などが管理する中小河川においては、国の管理河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨等により急速に水位上昇する場合があるなど、大河川とは異なる特性への対応が求められている。

以上のことから、庄内川・木曾川圏域における県管理河川等において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、愛知県、圏域内市町村、水防管理団体、名古屋地方気象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目標とする。

【本協議会の目標】



(2) 取組方針

現状の減災に係る取組状況を共有したうえで、令和8年度までに各構成員がハード・ソフト対策を一体的・計画的に実施する項目は、緊急行動計画に位置づけられている施策から選定するものとし、その結果を表4に示す。

さらに、緊急行動計画に位置づけられている施策から、本協議会において実施する事項を選定した施策の他、中小河川の特性を考慮し、「流域の対策」と「みずから守るプログラム」を位置づける。

特に、中小河川の中でも、上流域や流域が小さい河川においては雨の降り方により、急激に河川水位が上昇することから、避難完了までの必要な時間を確保することが困難な場合があることにも十分考慮し、地域の水害リスクに応じた防災教育の実施や「みずから守るプログラム」などの取組を実施していく。

また、庄内川・木曽川圏域は、庄内川・木曽川の大庄管理区間の洪水浸水想定区域をベースに圏域を設定している。そこで、庄内川・木曽川の大庄管理区間において策定されている以下の3つの取組方針と共通する取組の内、特に、水防活動のための取組については、洪水時に中小河川から大河川へ水防活動を移行しながら実施されることが想定される。

- ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく土岐川・庄内川の水害に係る取組方針 土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議 令和3年3月
- ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく木曽川上流の減災に係る取組方針 木曽川上流水防災協議会 令和3年8月
- ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく木曽三川下流部の減災に係る取組方針 木曽川下流水防災協議会 平成28年10月

そこで、上流域・中流域・下流域など地域特性ごとに対応した取組が必要なことから、中小河川と大河川の特性を十分考慮して、各取組を実施していく。

【地域特性ごとに対応した取組の考え方】

地域特性	河川管理者	水防法の指定	集水面積	水位上昇速度	水害リスク	水害の頻度	水防活動開始までの時間	避難のための主な取組例	
上流域			小	速い	小	大	短い	【行政の公助は困難】 ・みずから守るプログラム ・土のう積みなどの水防活動 ・水位計・カメラの設置 ・水害危険性の周知 ・水害対応タイムライン ・ホットライン ・広域避難の検討	
中流域			大	遅い	大	小	長い		
合流点 (二級河川は下流域)									
下流域									

表4 緊急行動計画と取組方針に位置づける施策

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 に位置づけられている施策	
円滑かつ迅速な避難のための取組	
①情報伝達、避難計画等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築） ・ 避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン） ・ 水害危険性の周知促進 ・ ICTを活用した洪水情報の提供 ・ 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等 ・ ハザードマップの改良、周知、活用 ・ 浸水実績等の周知 ・ 防災教育の促進
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水予測や水位情報の提供の強化
被害軽減の取組	
①水防体制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 ・ 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組） ・ 水防訓練の充実
防災施設の整備等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策） ・ 樋門・樋管等の施設の整備

〔 緊急行動計画から取組方針に位置づける項目は、本協議会にて取り組む必要が生じた場合に、随時追加していくものとする。 〕

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
洪水時における河川管理者からの情報提供等 (ホットラインの構築)	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水時等に建設事務所長から市町村長に直接連絡する体制を導入 (H29.6) した。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 連絡体制を毎年出水期前に確認するとともに、運用を進めながら改善していく。 	引き続き実施	愛知県市町村
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン) 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村毎に水防計画や地域防災計画等に基づき避難指示等の判断をしている。 洪水予報河川、水位周知河川を対象に、水害対応タイムラインを作成した。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 実際の洪水時や訓練など運用しながら改善していく。 	引き続き実施	愛知県市町村 気象台
水害危険性の周知促進	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水予報河川や水位周知河川以外の河川において、想定最大規模の降雨による浸水予想図を作成し情報提供を行っている。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川及び水害危険性を周知する河川の選定・検討を行う。 	引き続き実施 (拡充)	愛知県

上記表の「主な取組項目」の内、国管理河川の木曾川・庄内川水防災協議会が策定した「取組方針」に位置づけられている取組と類似する取組項目には、【○】を示している。

目標時期の欄の記述の解説については、表5を参照のこと。

取組機関の「市町村」には、水防事務組合を含む。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
ICTを活用した洪水情報の提供 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット「愛知県川の防災情報」により河川水位、潮位、雨量、カメラ画像等の情報を提供している。 大雨、洪水などの防災情報を「登録型防災情報メール」として配信している。 新川、日光川、天白川流域の対象市町村には、指定河川洪水予報を緊急速報メールで自動配信している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民等に対し分かりやすい洪水情報を提供していく。 	引き続き実施	愛知県市町村
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設管理者説明会を開催した。また、福祉部局主催の要配慮者利用施設管理者が集まる会議などに参加し、避難確保計画の作成の必要性について、説明している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域（洪水・高潮）の新たな指定等を含め、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を進めていく。 	引き続き実施（拡充）	愛知県市町村
みずから守るプログラムの活用 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民が水害に直面した際に、適切な行動に移せるよう、地域協働型の取り組み「みずから守るプログラム」を展開している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 「みずから守るプログラム」を発展させ、時系列的に住民一人一人が確実に避難を行えるよう、マイ・タイムラインの手法を取り入れた災害避難カードの利用を拡大していく。 	引き続き実施（拡充）	愛知県市町村

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を指定し、公表している。 ・ 想定最大規模の高潮による高潮浸水想定区域を指定し、公表している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水及び高潮の浸水想定区域図の周知をしていく。 	引き続き実施 (拡充)	愛知県
ハザードマップの改良、周知、活用 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域等を対象に、ハザードマップを作成し、公表している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定最大規模に対応したハザードマップ（洪水・高潮）を作成・周知していく。作成にあたっては、ユニバーサルデザインにも配慮していく。 	引き続き実施 (拡充)	市町村
浸水実績等の周知 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水実績図を作成してウェブサイト等で公表している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な浸水被害が発生した場合、浸水実績図を作成・周知していく。さらに、浸水実績等に関する情報を共有し、住民等に周知していく。 	引き続き実施	愛知県市町村

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標 時期	取組 機関
防災教育の促進 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請に応じて出前講座等を行っている。 ・授業の中で水害教育を行うとともに、小中学校の学習指導要領（H29.3改定）に自然災害に関する内容が充実された。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座等をより多くの団体に活用してもらえるよう促進していく。 ・小学生や保護者を対象とした「マイ・タイムライン」作成支援ツールを活用し、学校等へ普及拡大していく。 	引き続き実施	愛知県 市町村 気象台
(再掲) みずから守るプログラムの活用 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が水害に直面した際に、適切な行動に移せるよう、地域協働型の取り組み「みずから守るプログラム」を展開している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みずから守るプログラム」を発展させ、時系列的に住民一人一人が確実に避難を行えるよう、マイ・タイムラインの手法を取り入れた災害避難カードの利用を拡大していく。 	引き続き実施 (拡充)	愛知県 市町村

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
<p>洪水予測や水位情報の提供の強化 【○】</p>	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水位計、CCTV カメラ等によって河川を監視している。 ・水位計は、1時間ごとや10分ごとの水位をインターネットにより提供している。 ・河川監視用カメラは、河川の状況を動画や静止画により画像情報をインターネットにより提供している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等が設置した水位計・監視カメラと情報提供について連携を図るとともに、水位計及び監視用カメラについて、配置計画やテレメータシステムの機器の拡充（欠測対策やシステムへのアクセス向上など）を検討し、整備を実施していく。 	<p>引き続き実施 (拡充)</p>	<p>愛知県 市町村</p>
<p>河川防災ステーションの整備（土砂備蓄拠点の選定・整備） 【○】</p>	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備済みの土砂備蓄拠点を活用している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防活動の資材として必要となる土砂の備蓄拠点箇所の選定や整備を実施していく。 	<p>引き続き実施 (拡充)</p>	<p>県 市町村</p>

2) 被害軽減の取組

①水防体制に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 【○】	<u>現状の取組状況</u> ・毎年、水防資機材の保有状況の確認を行っている。 ・毎年、重要水防箇所を始め河川管理施設や河川占用施設の巡視・点検等を行っている。 <u>今後の取組方針</u> ・県と市町村が連携して水防資機材の保有状況の確認を行っていくとともに、重要水防箇所の適切な巡視・点検等を行っていく。	引き続き実施	愛知県市町村
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組） 【○】	<u>現状の取組状況</u> ・河川管理者と水防団等の情報共有を行っている。 <u>今後の取組方針</u> ・県と市町村が連携して水防団等の情報共有を行っていく。	引き続き実施	愛知県市町村
水防訓練の充実 【○】	<u>現状の取組状況</u> ・毎年、関係機関や住民等の参加により水防訓練を実施している。 <u>今後の取組方針</u> ・より実践的な水防訓練となるよう、引き続き実施していく。	引き続き実施	愛知県市町村

3) 防災施設の整備等

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
堤防等河川管理施設の整備 (洪水氾濫を未然に防ぐ対策) 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画に基づき河道掘削等や河道内及び河川構造物の維持管理を実施している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画に基づき河道整備等を実施していく。 さらに、現況河道の流下能力を最大限活用するために、堆積土砂・雑木等の除去を実施していく。 	引き続き実施	愛知県
樋門・樋管等の施設の整備 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> あいち防災アクションプランに位置づけた樋門等の耐震対策及び、老朽化対策を実施している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 樋門等の耐震対策及び老朽化対策を実施していく。 	引き続き実施(拡充)	愛知県

3) 防災施設の整備等

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
流域の対策	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川への流出を抑制する雨水貯留施設の整備や維持管理を実施している。 ・ 開発行為に伴う流出抑制対策の指導を行うとともに、開発に伴い設置した調節池の既存施設の維持管理を実施している。 ・ 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の管理及び保全に取り組んでいる。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水貯留施設の整備や既存施設の適切な維持管理を実施していく。 （流域市町村が実施する貯留施設整備）（特定都市河川浸水被害対策法第9条 に基づく雨水貯留浸透施設） （特定都市河川流域における保全調整池の保全）など ・ 開発行為に伴う流出抑制対策に関する指導や、既存施設の維持管理を実施していく。 ・ ため池の適正な管理及び保全に取り組んでいく。 	引き続き実施	愛知県市町村

表5 目標時期の記述内容に関する解説

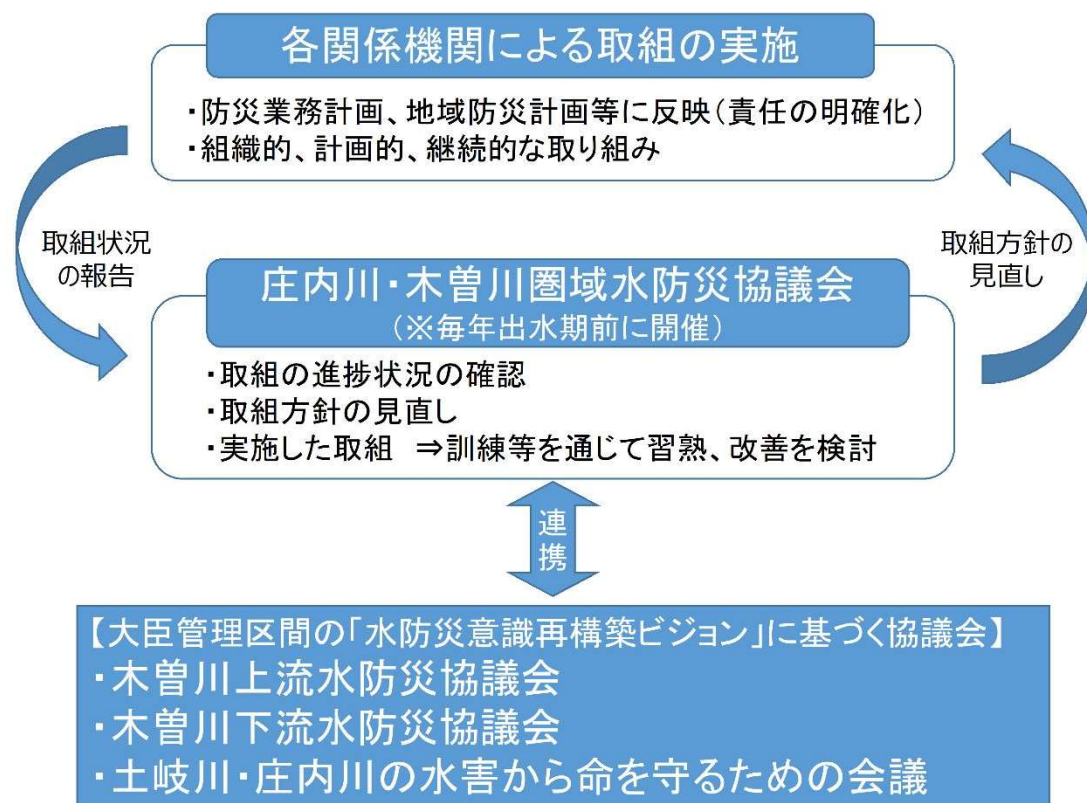
目標時期の 記述内容	記述内容の解説
引き続き実施	「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画」が取りまとめられた以前（H29.6）から実施している取組で、引き続き実施する取組
引き続き実施 （拡充）	「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画」が取りまとめられた以前（H29.6）から実施している取組で、近年の大規模水害を受け新たな視点を踏まえるなど取組が拡充され、引き続き実施する取組。

4. フォローアップ

各構成員の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うとともに、「土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議」、「木曾川上流水防災協議会」、「木曾川下流水防災協議会」とも連携しながら進めていく。

【フォローアップのイメージ】



取組方針フォローアップの報告

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

○平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。

○具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・他機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を促進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアルタイムのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上

◎土砂災害への防災対応については、既存の「愛知県総合土砂災害対策推進連絡会」にて対応し、県水防災協議会とも連携を図る。

※平成31年1月に緊急行動計画の改定が行われた箇所（赤字）

(3) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

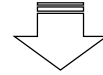
(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

庄内川・木曾川圏域水防災協議会の減災のための目標と取組方針

庄内川・木曾川圏域における県管理河川における協議会の目標

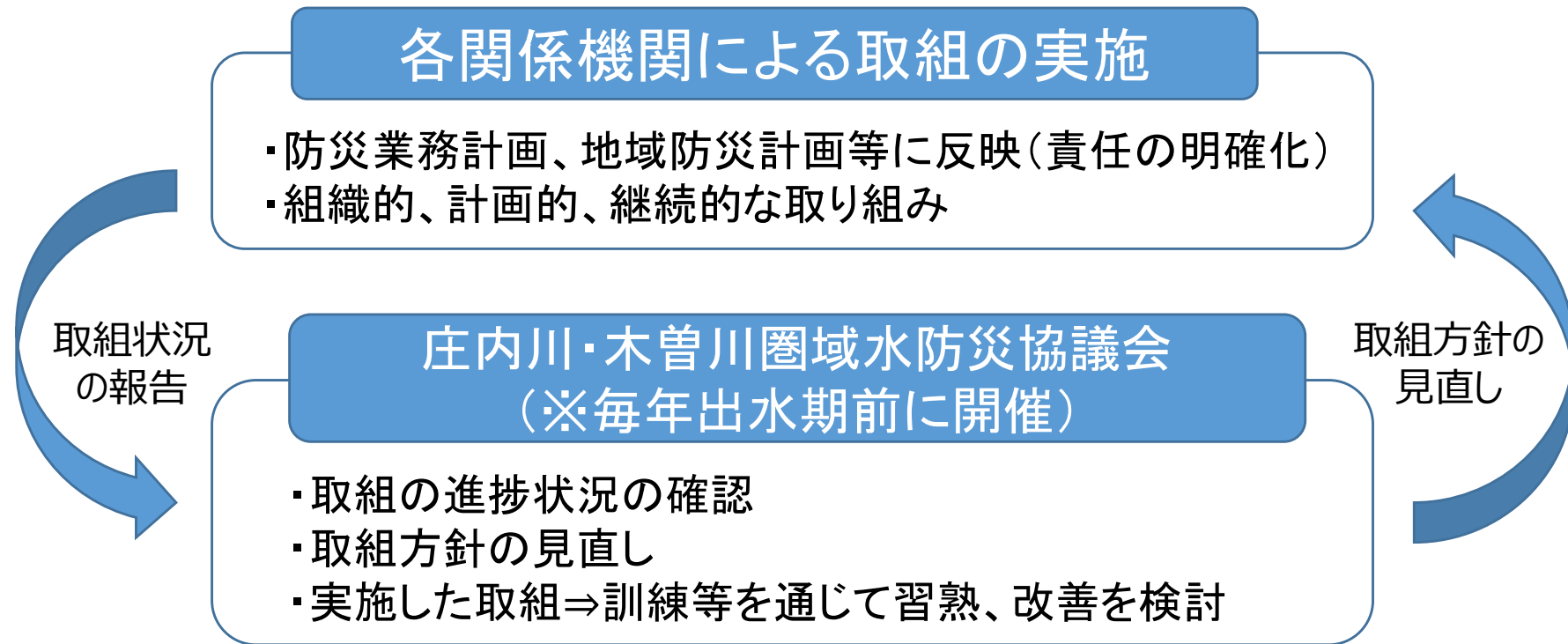
県が管理する中小河川は、国管理の河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨に対して急速に水位が上昇する等、大河川とは異なる特性への対応が求められる。



- 庄内川・木曾川圏域において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。
- 愛知県、圏域内市町、水防管理団体、名古屋地方気象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目標とし、令和4年5月に取組方針を改定した。
- 取組方針は令和8年度末に改定から5カ年が経過するため、令和9年6月に改定予定。



取組に対するフォローアップ



【大臣管理区間の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会】

- ・木曽川上流水防災協議会
- ・木曽川下流水防災協議会
- ・土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議

庄内川・木曽川圏域 水防災協議会 主な取組(1)

主な取組項目	取組内容	令和7年度の主な取組
1) 想定最大規模の降雨による洪水想定区域図等の公表・周知	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水予報河川と水位周知河川の想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図の指定・公表 ○洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川の想定最大規模の降雨による浸水予想図の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図の公表・周知
2) ホットラインの構築・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○ホットラインの運用状況 ○洪水浸水想定区域の見直しに伴うホットラインの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・出水期前にホットラインの体制を構築
3) 水害ハザードマップの作成	<ul style="list-style-type: none"> ○想定最大規模洪水に対応した洪水ハザードマップの改良、周知、活用 ○高潮による浸水予想図の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域の拡大に伴う水害ハザードマップの作成を準備
4) 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議の開催 ・水防管理団体及び自治体防災担当者向け研修会の開催
5) みずから守るプログラムの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○みずから守るプログラムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協働事業の実施支援 ・地域協働事業ガイドラインの見直し検討、実施可能市町村の拡大

庄内川・木曽川圏域 水防災協議会 主な取組(2)

主な取組項目	取組内容	令和7年度の主な取組
6) 防災教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○県教育委員会と連携した水防災教育の促進 ○出前講座の実施 ○マイ・タイムラインの作成講習会 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の実施 ・ワークシート「マイ・タイムラインをつくろう」の改善
7) 水位計、河川監視用カメラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○水位計や河川監視カメラ等の整備 ○河川情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位計及び監視カメラ設置計画に基づき水位計、河川監視カメラを整備
8) 水防に関する広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村及び水防管理団体への研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体のホームページで活動内容や入団資格等を紹介 ・募集動画、チラシ、ポスター等を作成
9) 堤防等河川管理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○河川整備計画に基づく河道整備等の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防耐震補強、橋梁改築等の実施
10) 浸水実績図等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水実績図のウェブサイトでの公表 ○大規模な浸水被害が発生した場合の作成・周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年6月2日の大雨を最新とした浸水実績図を公表・周知
11) 避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水予報河川、水位周知河川を対象とした水害対応タイムラインの作成 ○実際の洪水時や訓練等での運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の気象情報等への修正などの水害対応タイムラインの周知・活用

1) 洪水浸水想定区域図の指定

想定最大規模の洪水浸水想定区域の指定

【洪水浸水想定区域の指定】

洪水予報河川・水位周知河川に加え、それ以外の一級・二級河川のうち、住宅等の防護対象のあるすべての河川※について、令和7年3月末までに洪水浸水想定区域を指定完了。

※県内298河川の内297河川を指定(1河川は指定しない)

洪水浸水想定区域指定に伴う義務

市町村	<ul style="list-style-type: none"> 洪水に関する情報（水位、雨量情報など）の伝達や避難場所や避難経路、要配慮者利用施設の名称及び所在地等に関する事項の地域防災計画への記載 要配慮者利用施設の避難確保計画及び避難訓練への助言・勧告 ハザードマップの作成（更新）
要配慮者利用施設の管理者等	<ul style="list-style-type: none"> 避難確保計画の作成や避難訓練の実施 避難訓練結果の市町村への報告
宅地建物取引業者	<ul style="list-style-type: none"> 重要事項として、洪水を含む水害ハザードマップで説明が必要

洪水浸水想定区域指定河川一覧 (庄内川・木曾川圏域)

水系名	河川名	指定日	水系名	河川名	指定日	水系名	河川名	指定日
(一)庄内川	矢田川	R7. 3. 21	(一)庄内川	境川	R6. 11. 12	(二)天白川	大高川※	R7. 3. 21
	香流川			半之木川			瀬木川※	
	天神川			堀川※			手越川※	
	瀬戸川			新堀川※			藤川※	
	守山川※			八田川			植田川※	
	隅除川※			生地川			繁盛川	
	新川	地藏川		岩崎川				
	大山川	新地藏川		(二)山崎川	山崎川※			
	西行堂川	内津川		(二)日光川	日光川			
	池田川	大谷川			戸田川※			
	外堀川	長戸川※			宝川			
	薬師川	野添川※			善太川			
	新造川	繁田川			福田川			
	新境川	新繁田川			蟹江川			
	合瀬川	水野川			小切戸川			
	中江川	うぐい川			目比川			
	新中江川	鍋田川			三宅川			
	原川	鍋田川東支川			領内川			
	鴨田川	郷瀬川		新堀川				
	水場川	新郷瀬川		光堂川				
五条川	大田川	野府川						
青木川	渡内川	北古川						
緑葉川	中川	西條小切戸川						
巾下川	天白川	(二)筏川	筏川					
矢戸川	扇川※							
合計74河川								

※名古屋管理河川

要配慮者利用施設に係る水防法上の義務等

【水防法第15条1項四号ロ】

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

→市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が水防法による要配慮者利用施設を指定

【水防法第15条2項】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設

→施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町村に洪水予報等の伝達を義務づけ

【水防法第15条の3 1、5及び6項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務等を負う

- ・避難確保計画の作成(義務)
- ・訓練の実施(義務)
- ・自衛水防組織の設置(努力義務)

施設に避難確保計画の作成等を義務づけ

【水防法第15条の3 2項及び7項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務を負う

- ・避難確保計画の市町村への報告
- ・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

施設に避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等の報告を義務づけ

【水防法第15条の3 3項】

市町村長は、計画が未作成で必要と認められるとき、以下の行為ができる

- ・施設の所有者又は管理者に対する作成に係る必要な指示
- ・指示に従わなかったときには、その旨の公表

市町村は施設に対して計画作成の指示・未作成施設の公表ができる

要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

2) 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の推進について(1)

	避難確保計画作成率 (%)	避難確保計画作成施設数(施設)	避難確保計画作成対象施設数(施設)
名古屋市	64 (56)	2,418 (1,970)	3,785 (3,532)
一宮市	90 (63)	778 (559)	864 (891)
瀬戸市	57 (100)	12 (1)	21 (1)
春日井市	75 (85)	192 (175)	255 (206)
津島市	55 (89)	89 (101)	163 (114)
犬山市	100 (100)	29 (9)	29 (9)
江南市	100 (98)	210 (200)	210 (204)
小牧市	44 (7)	124 (20)	280 (277)
稲沢市	90 (92)	226 (207)	252 (226)
東海市	96 (53)	65 (36)	68 (68)
尾張旭市	21 (94)	16 (15)	76 (16)
岩倉市	83 (83)	64 (64)	77 (77)
愛西市	96 (97)	107 (103)	112 (106)

※令和7年11月21日付け事務連絡のフォローアップ調査による(カッコ書きは昨年度調査結果)

※対象施設がない市町村及び対象施設を把握していない市町村は記載していない。

2) 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の推進について(2)

	避難確保計画作成率 (%)	避難確保計画作成施設数(施設)	避難確保計画作成対象施設数(施設)
清須市	100 (100)	57 (50)	57 (50)
北名古屋市	56 (59)	45 (41)	80 (69)
弥富市	67 (53)	53 (40)	79 (75)
あま市	73 (76)	146 (142)	201 (187)
長久手市	0 (100)	0 (1)	6 (1)
豊山町	100 (100)	12 (12)	12 (12)
大口町	41 (100)	11 (4)	27 (4)
扶桑町	88 (88)	42 (42)	48 (48)
大治町	64 (63)	98 (95)	152 (152)
蟹江町	100 (100)	34 (34)	34 (34)
飛島村	100 (100)	2 (2)	2 (2)
協議会全体	70 (62)	4,830 (3,923)	6,890 (6,361)

※令和7年11月21日付け事務連絡のフォローアップ調査による(カッコ書きは昨年度調査結果)

※対象施設がない市町村及び対象施設を把握していない市町村は記載していない。

愛知県の避難確保計画の作成率は78%※で、全国でも下から6番目という状況です。
作成率が増加していないため、未作成施設への作成補助や促進活動をお願いします。

※国土交通省ウェブサイトより集計(令和7年9月30日現在)

3) 避難確保計画に基づく避難訓練の実施状況について(1)

	避難訓練実施率 (%)	避難訓練 実施施設数(施設)	避難訓練 実施対象施設数(施設)	備考
名古屋市	7 (16)	274※ ・洪水 428 ・内水 174 ・高潮 172 (561※)	3,785 (3,532)	※対象災害を複数有する施設については、全ての対象災害に対する避難訓練が完了した施設数
一宮市	16 (2)	140 (17)	864 (891)	
瀬戸市	5 (0)	1 (0)	21 (1)	
春日井市	39 (31)	99 (63)	255 (206)	
津島市	35 (40)	57 (45)	163 (114)	
犬山市	100 (100)	29 (9)	29 (9)	
江南市	41 (26)	86 (53)	210 (204)	
小牧市	14 (0)	40 (0)	280 (277)	
稲沢市	17 (8)	44 (17)	252 (226)	
東海市	12 (15)	8 (10)	68 (68)	
尾張旭市	21 (94)	16 (15)	76 (16)	
岩倉市	83 (42)	64 (32)	77 (77)	
愛西市	7 (67)	8 (71)	112 (106)	

※令和7年11月21日付け事務連絡のフォローアップ調査による(カッコ書きは昨年度調査結果)

※対象施設がない市町村及び対象施設を把握していない市町村は記載していない。

3) 避難確保計画に基づく避難訓練の実施状況について(2)

	避難訓練実施率 (%)	避難訓練 実施施設数(施設)	避難訓練 実施対象施設数(施設)	備考
清須市	100 (100)	57 (50)	57 (50)	
北名古屋市	1 (3)	1 (2)	80 (69)	
弥富市	38 (25)	30 (19)	79 (75)	
あま市	14 (0)	29 (0)	201 (187)	
長久手市	0 (100)	0 (1)	6 (1)	
豊山町	0 (0)	0 (0)	12 (12)	
大口町	15 (100)	4 (4)	27 (4)	
扶桑町	54 (27)	26 (13)	48 (48)	
大治町	26 (24)	40 (36)	152 (152)	
蟹江町	68 (56)	23 (19)	34 (34)	
飛島村	50 (100)	1 (2)	2 (2)	
協議会全体	16 (16)	1,077 (1,039)	6,890 (6,361)	

※令和7年11月21日付け事務連絡のフォローアップ調査による(カッコ書きは昨年度調査結果)

※対象施設がない市町村及び対象施設を把握していない市町村は記載していない。

4) 避難確保計画作成及び避難訓練実施の取組について

➤ 避難確保計画作成率向上のため、作成要領を作成している

【一宮市】

一宮市 Ichinomiya City

暮らし・手続き 子育て・教育 健康・福祉 文化・スポーツ・イベント しごと・産業 市政情報

サイト内検索 Google 提供 ページID検索 表示

現在の位置: トップページ > 暮らし・手続き > 防災・救急・防犯 (危機管理課) > 防災 (危機管理課) > 風水害による避難確保計画作成について

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について

ページID 1020886 更新日 2025年2月21日 印刷

避難確保計画の作成と避難訓練の実施報告が必要です

社会福祉施設など、主として防災上の配慮を要する方が利用する施設である要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、**市地域防災計画に定められた施設は避難確保計画の作成と原則年1回以上の避難訓練の実施・報告が義務化**されています。

📎 [避難確保計画の作成が必要な施設の一覧 \(PDF 10.9MB\)](#) □
洪水ハザードマップ (想定最大規模) または高潮ハザードマップで示された、浸水の深さの想定が50cmを超える区域内にある社会福祉施設等の一覧です (2024年8月現在)。

避難確保計画とは

水害が発生するおそれがある場合における、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練の実施などに関する事項を定めた計画です。

(以下、このページにおいて「計画」と呼びます)

計画の作成

計画を作成する際は、次の資料やページを参照してください。

📎 [【一宮市作成】要配慮者利用施設における避難確保計画の作成ガイド \(PDF 1.8MB\)](#) □
➤ [様式のダウンロードはこちら \(国土交通省ウェブページへジャンプします\) \(外部リンク\)](#) □

よくある質問 避難訓練の実施

138

作成・変更した計画に基づき、避難訓練を実施してください。職員だけでなく、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、多くの方が訓練に参加することで、より実効性が高まります。想定

出典:一宮市ウェブサイト

【稲沢市】

稲沢市 Inazawa City

子育て・教育は稲沢で!

文字サイズ 標準 拡大 背景色 標準 反転 Language

暮らし・手続き 子育て・教育 健康・福祉 観光・文化 市内施設案内 産業・仕事 市政情報

サイト内検索 Google 提供 ページID検索 検索 検索 検索

現在の位置: ホーム > 暮らし・手続き > 防災・消防 > 大目への備え

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成および訓練の実施について

(更新日: 2023年4月1日) ID:1109

社会福祉施設など、主として防災上の配慮を必要とする方が利用する施設である要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、平成29年6月19日に「水防法」が改正され、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者、管理者などは、洪水における防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた「**避難確保計画の作成**」および「**訓練の実施**」が義務づけられました。また、その避難確保計画を作成および変更した場合は、市に報告することも義務づけられました。

つきましては、要配慮者利用施設の所有者、管理者などは、本ページに掲載されている資料などを参考に、各施設の実態に応じた「避難確保計画」を作成し、市へ提出をお願いします。

なお、令和3年5月に「水防法」が改正され、**避難訓練を実施した場合には、要配慮者利用施設の所有者、管理者などから市長に対して、訓練結果を報告することが義務化**されています。

避難確保計画

1 計画作成の手引き (国土交通省作成)

添付ファイル

- [避難確保計画作成の手引き 解説編 \(PDF形式、5.21MB\)](#)
- [避難確保計画作成の手引き 様式編 \(エクセル形式、843.29KB\)](#)
- [避難確保計画作成の手引き 様式編 \(記載例\) \(PDF形式、1.29MB\)](#)

2 避難確保計画作成様式 (ひな型)

各施設の必要事項を様式に入力していくことで避難確保計画を簡単に作成することが可能です。

また、各施設の実態に合わせて適宜様式の修正を行ってください。

※必ず本様式を使って計画を作成しなければならないということではありません。

(1) Excel版

- [避難確保計画作成様式 \(エクセル見出し出力データ\) \(エクセル形式、58.96KB\)](#)

出典:稲沢市ウェブサイト

4) 避難確保計画作成及び避難訓練実施の取組について

- 愛知県では、愛知県要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議や、避難確保計画作成のための支援講習会等を開催している。

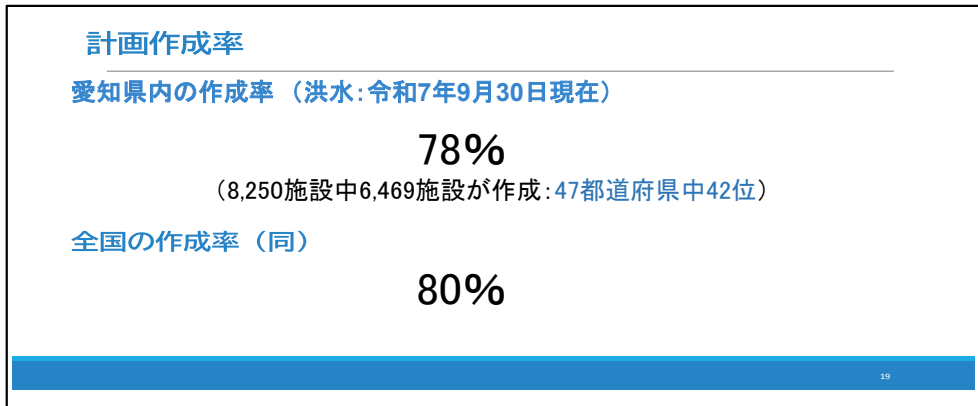
令和7年度 愛知県要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議	
日時 令和7年7月30日(水) 9時45分から 場所 愛知県自治センター 会議室E	
(次第)	
1 本会議について	【資料1】
2 最新情報について	
・避難確保計画作成等の進捗状況	【資料2】
・洪水浸水想定区域の指定について	【資料3】
・土砂災害警戒区域等の指定状況等について	【資料4】
・津波災害警戒区域について	【資料5】
・高潮浸水想定区域の指定について	【資料6】
3 取組について	
・事務局の取組	【資料7】
・国の取組	【資料8】
4 アンケートの結果について	
・事前アンケートの結果	【資料9】
・アンケートに関する質疑応答、討議等	

資料2			
要配慮者利用施設における避難確保計画作成の進捗状況(まとめ)			
(令和7年3月末時点)			
	対象施設数	作成施設数	作成率(%)
洪水	7,984	6,130	76.8
雨水出水	2,538	1,504	59.3
高潮	4,329	2,734	63.2
津波	2,069	1,598	77.2
土砂災害	366	301	93.8

避難確保計画作成のための支援

避難確保計画未作成施設の事業者を対象とした説明会等において、愛知県の支援が必要な場合は対応しますので、随時、御連絡をお願いします。

【参考】R7.12に県が市町村を対象として実施した避難確保計画作成に関するアンケート調査では、3つの自治体が県による支援を希望されました。



会議名 : 令和7年度愛知県要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議

実施日 : 令和7年7月30日(水)

対象者 : 県内市町村の防災関係部署職員

講座内容 :

- 1 本会議について
- 2 最新情報について
 - ・避難確保計画作成等の進捗状況
 - ・洪水浸水想定区域の指定について
 - ・土砂災害警戒区域等の指定状況等について
 - ・津波災害警戒区域について
 - ・高潮浸水想定区域の指定について
- 3 取組について
 - ・事務局の取組
 - ・国の取組
- 4 アンケートの結果について
 - ・事前アンケートの結果
 - ・アンケートに関する質疑応答、討議等

会議名 : 水防管理団体連合会・愛知県河川海岸協会合同研修会

実施日 : 令和7年11月5日(水)

対象者 : 水防管理団体、河川・海岸管理団体の防災担当職員

講座内容 :

- 1 県内の水害等の状況(2025年4月~9月末)
 - ・2025年度出水期の主な被害状況
 - ・2025年度出水期の警報発生等の状況
 - ・台風15号について
- 2 水防関係業務に係る話題提供
 - ・令和8年度からの防災気象情報の運用について
 - ・要配慮者避難確保計画について

5) みずから守るプログラムの活用

- 住民が水害に直面した際に、適切な行動に移せるよう、地域協働型の取り組み「みずから守るプログラム」を平成23年度より展開している。地域協働事業を実施する中で、浸水リスクの高い地域を重点的に進めている。
- 現在、みずから守るプログラム地域協働事業ガイドラインの見直し、みずから守るプログラム地域協働事業の実施可能市町村の拡大について進めている。

手づくりハザードマップ



- お住まいのまちで、市町村の発行する「洪水ハザードマップ」をもとに避難所、避難ルートを確認するとともに“早い段階の浸水地図”を作成します。
- 地図は2日間、合計5時間で作れます。

大雨行動訓練



- 水害の進展を体験しながら、どの局面で避難判断を行い、どのようなタイミングで避難行動に移すのかを、各個人が各々考える、体験シミュレーション型の訓練です。
- 2時間の訓練ですが、カード作成が実施済みの地区は1時間でも実施可能です。

みずから守るプログラム地域協働事業 実施状況

地域協働事業	令和7年度実施回数	
手づくりハザードマップ作成支援業務	愛知県全体	11地区
大雨行動訓練支援業務	愛知県全体	9地区

水害手づくりハザードマップを活用した大雨避難行動訓練



※令和7年度実施例

5) みずから守るプログラムの活用

➤みずから守るプログラム地域協働事業の更なる周知と拡大を図るために事業説明会や実地研修会を開催し、事業別に紹介動画を作成した。

R7年度実施内容

○事業説明会の実施

日 時: 令和7年11月27日

対象者: 行政職員、防災NPO

場 所: 愛知県自治センター

○実地研修会の実施(2回実施)

日 時: 令和8年1月29日

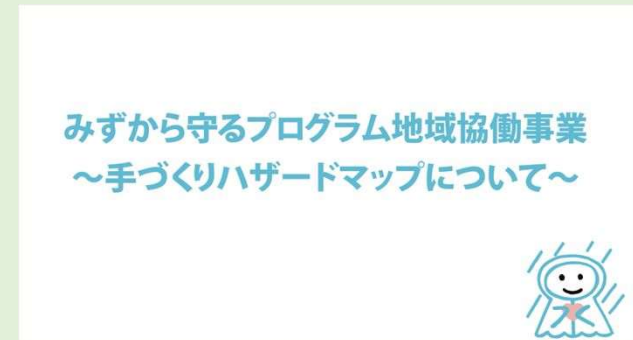
対象者: 防災NPO(新規登録)

場 所: 愛知県西三河総合庁舎

日 時: 令和8年2月20日

対象者: 防災NPO(新規登録)

場 所: 愛知県三の丸庁舎



実施要領、ガイドライン、手引き、契約書類など、すべて下記WEBページからダウンロードできます。

※ 愛知県河川課WEBページ(みずから守るプログラム)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/mizupro.html>

5) みずから守るプログラムの活用

市町村窓口の設置状況

建設事務所	市町村	窓口	実施地区	建設事務所	市町村	窓口	実施地区	
尾張	1 名古屋市	○	52	知多	27 半田市	○	3	
	2 瀬戸市	○	0		28 常滑市	○	0	
	3 春日井市	○	0		29 東海市		7	
	4 小牧市	○	4		30 大府市		0	
	5 尾張旭市	○	2		31 知多市		0	
	6 豊明市	○	0		32 阿久比町	○	4	
	7 日進市	○	0		33 東浦町	○	0	
	8 清須市	○	18		34 南知多町	○	0	
	9 北名古屋市	○	12		35 美浜町	○	0	
	10 長久手市	○	0		36 武豊町		0	
	11 東郷町	○	0		西三河	37 岡崎市	○	4
	12 豊山町	○	4			38 西尾市	○	2
一宮	13 一宮市	○	2	知立	39 幸田町	○	0	
	14 犬山市	○	0		40 碧南市	○	2	
	15 江南市	○	0		41 刈谷市	○	6	
	16 稲沢市	○	0		42 安城市	○	72	
	17 岩倉市		0		43 知立市	○	0	
	18 大口町	○	0		44 高浜市	○	8	
	19 扶桑町	○	0		豊田加茂	45 豊田市	○	3
海部	20 津島市	○	65	46 みよし市			0	
	21 愛西市	○	8	東三河	47 豊橋市	○	4	
	22 弥富市	○	14		48 豊川市	○	0	
	23 あま市	○	26		49 蒲郡市		4	
	24 大治町	○	4		50 田原市		0	
	25 蟹江町	○	2	新城設楽	51 新城市	○	0	
	26 飛島村	○	0		52 設楽町		0	
			53 東栄町			0		
				54 豊根村	○	0		

登録NPO一覧（2025年度）

1	あいち防災リーダー育成支援ネット
2	ウェザーフロンティア東海
3	やらまいか人まちサポート
4	愛知県西部防災ボランティアコーディネーターネットワークの会
5	レスキューストックヤード
6	防災津島の会
7	ドゥチュウブ
8	地図で防災・まちづくりサポート
9	DRRネットワークつなぐ
10	コミュニティサポートほっぷ
11	Mieru-Da Project
12	あま市防災ネット

6) 水防災教育の促進について(出前講座等実施状況)

■ 出前講座

圏域	学校	講座名	実施学年	実施クラス数	実施人数	実施日
豊川	豊橋市立東田小学校	水害を学ぼう	4	2	63	令和7年6月11日
	豊橋市立植田小学校	川と海岸を学ぼう	3	2	43	令和7年7月27日
	豊橋市立植田小学校	マイ・タイムラインを作ろう	6	2	42	令和7年11月27日
庄内川 ・ 木曽川	蟹江町立須西小学校	水害を学ぼう	3	2	59	令和7年6月25日
	飛島村立飛島学園	マイ・タイムラインを作ろう	6	2	41	令和7年6月27日

■ お届け講座

圏域	申し込み団体	講座名	対象	会場	実施人数	時間
矢作川	西尾市 (西尾市危機管理課)	マイ・タイムラインをつくろう ～洪水から命を守る避難計画～	小学生	西尾小学校	115	令和7年6月2日
庄内川 ・ 木曽川	ダイヤパレス伏屋 壱番館管理組合	マイ・タイムラインをつくろう ～洪水から命を守る避難計画～	一般成人	長須賀会館	20	令和7年4月20日
	愛知県立一宮聾学校	マイ・タイムラインをつくろう ～洪水から命を守る避難計画～	高校生	一宮聾学校	5	令和7年10月24日
	名古屋市立一色中学校	マイ・タイムラインをつくろう ～洪水から命を守る避難計画～	中学生	一色中学校	111	令和7年12月12日
	名古屋市立南天白中学校	マイ・タイムラインをつくろう ～洪水から命を守る避難計画～	中学生	南天白中学校	92	令和7年11月7日
	スガキコシステムズ 労働組合	マイ・タイムラインをつくろう ～洪水から命を守る避難計画～	一般成人	イールーム 名古屋駅前	25	令和8年2月25日

6) 水防災教育の促進について(出前講座等事例紹介)

蟹江町立須西小学校

【実施概要】

場所 : 蟹江町
実施日 : 令和7年6月25日
対象者 : 小学3年生および教員
対象人数 : 59名
講座内容 : 水害を学ぼう
周辺河川 : 二級河川蟹江川



名古屋市立一色中学校

【実施概要】

場所 : 名古屋市
実施日 : 令和7年12月12日
対象者 : 中学2年生および教員
対象人数 : 111名
講座内容 : マイタイムラインをつくろう
周辺河川 : 一級河川新川



	令和7年度実施回数	
出前講座 お届け講座	圏域内	7回
	愛知県全体	11回

7) 危機管理型水位計

- 1)円滑かつ迅速な避難のための取組
- ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

危機管理型水位計とは

- ・洪水時の水位観測に特化した水位計
- ・水位情報を堤防天端からの高さで表示
- ・住民の方の避難行動等に活用

画面表示アイコン



水位情報の入手方法

<https://k.river.go.jp/>



危機管理型水位計



危機管理型水位計の設置状況

センサーより超音波を
発信し、水面からの反
射より水位を測定

設置一覧

管内	市町村	水系名	河川名	設置箇所	設置年度	数量
				橋梁名等		
名古屋	名古屋市	天白川	繁盛川	モチロ橋	R1	37
		庄内川	香流川	中島橋	R2	
		天白川	扇川	相生橋	R2	
		山崎川	山崎川	可和名橋	R2	
		庄内川	新地藏川	立合橋	R2	
	瀬戸市	庄内川	矢田川	本地大橋	R1	
		庄内川	瀬戸川	記念橋	R1	
		庄内川	水野川	水野大橋	R1	
		庄内川	西行堂川	牛山新田橋	R1	
		庄内川	内津川	厚金橋	R1	
春日井市	春日井市	庄内川	地藏川	弥生公園橋	R1	
		庄内川	内津川	篠原歩道橋	R2	
		庄内川	繁田川	黒坪橋	R2	
		庄内川	内津川	松本橋	R2	
		庄内川	八田川	十五丁橋	R2	
	小牧市	小牧市	庄内川	八田川	巡見橋	R2
			庄内川	大山川	高畑上橋	R1
			庄内川	新境川	上流端(無名橋)	R2
			庄内川	池田川	地上部上流端(無名橋)	R2
			庄内川	薬師川	新金井戸橋	R1
尾張旭市		庄内川	合瀬川	山北橋	R2	
		庄内川	中江川	宮前橋	R2	
		庄内川	原川	土居北橋	R2	
		庄内川	矢戸川	正眼寺橋	R1	
		庄内川	巾下川	乳児塚橋	R2	
日進市	日進市	庄内川	外堀川	外堀中橋	R2	
		庄内川	天神川	天神川1号橋	R1	
		庄内川	矢田川	印場橋	R2	
		天白川	天白川	新大正橋	R1	
		天白川	天白川	米野木橋	R1	
	北名古屋	天白川	岩崎川	大向橋	R2	
		庄内川	新中江川	昭聖橋	R1	
		庄内川	鴨田川	名古屋外環状線橋	R2	
		庄内川	水場川	水場橋	R1	
		長久手市	庄内川	香流川	下川原橋	R1
豊山町	庄内川	大山川	新大山川橋	R2		
清須市	庄内川	五条川	春日新橋	R3		

管内	市町村	水系名	河川名	設置箇所	設置年度	数量
				橋梁名等		
一宮建設事務所	一宮市	日光川	日光川	田待橋	R1	25
		日光川	日光川	東神橋	R2	
		日光川	光堂川	光堂橋	R1	
		日光川	野府川	妙見橋	R1	
		日光川	野府川	江向橋	R2	
		日光川	野府川	郷橋	R8年度出水期に設置	
		庄内川	青木川	日吉橋	R1	
		庄内川	青木川	穂積橋	R2	
		庄内川	緑葉川	緑葉橋	R2	
		犬山市	庄内川	薬師川	二ノ宮橋	
	江南市	庄内川	青木川	報国橋	R1	
		庄内川	五条川	曾本橋	R1	
		日光川	日光川	日光川除塵機	R1	
		扶桑町	庄内川	青木川	無名橋	
	稲沢市	日光川	福田川	無名橋	R1	
		日光川	三宅川	大和橋	R1	
		日光川	三宅川	雁橋付近	R8年度出水期に設置	
		日光川	領内川	甲橋	R1	
		日光川	福田川	大橋	R2	
		岩倉市	庄内川	五条川	昭和橋	
	大口町	庄内川	五条川	出逢橋	R1	
		庄内川	合瀬川	長藏橋	R1	
		庄内川	五条川	大之瀬橋	R1	
		庄内川	五条川	万願寺橋	R1	
		庄内川	五条川	甚左橋	R1	
津島市		日光川	善太川	埋田橋	R1	
日光川		新堀川	喜楽橋	R1		
あま市	愛西市	日光川	善太川	善太川歩道橋	R1	
	日光川	蟹江川	下田橋	R1		
	日光川	蟹江川	金岩3号橋	R1		
	日光川	福田川	新居屋33号橋	R1		
	大治町	日光川	福田川	七宝大橋	R1	
	蟹江町	日光川	福田川	出会橋	R1	
知多建設事務所	東海市	日光川	蟹江川	三明橋	R1	
		信濃川	信濃川	東信濃橋	R1	
		大田川	大田川	木田橋	R1	
		大田川	渡内川	木庭橋	R2	
合計						74

※庄内川・木曾川圏域の県管理河川及び名古屋市管理河川のみを掲載

8) 簡易型河川監視カメラ

簡易型河川監視カメラとは

国土交通省が、以下を目的に、民間企業等と開発を進めてきた低コストのカメラ

- ・機能を限定して低コスト化を図ることで、中小河川への普及を促進する
- ・身近な河川の画像を提供することで、住民に洪水の切迫性を伝える
(避難判断の目安として活用して頂く)

カメラの設置箇所

河川の特長や災害リスクを踏まえて、以下のポイントを考慮して設置箇所を選定し、令和7年12月時点において県内25箇所に設置した。また、令和8年度出水期までに、新たに6箇所設置予定である。

- ① 氾濫の危険性が高く、人家や重要施設のある箇所
- ② 既設カメラが設置されていない河川
- ③ 洪水予報河川及び水位周知河川の基準観測局



■ 簡易型河川監視カメラ設置状況(庄内川・木曾川圏域)

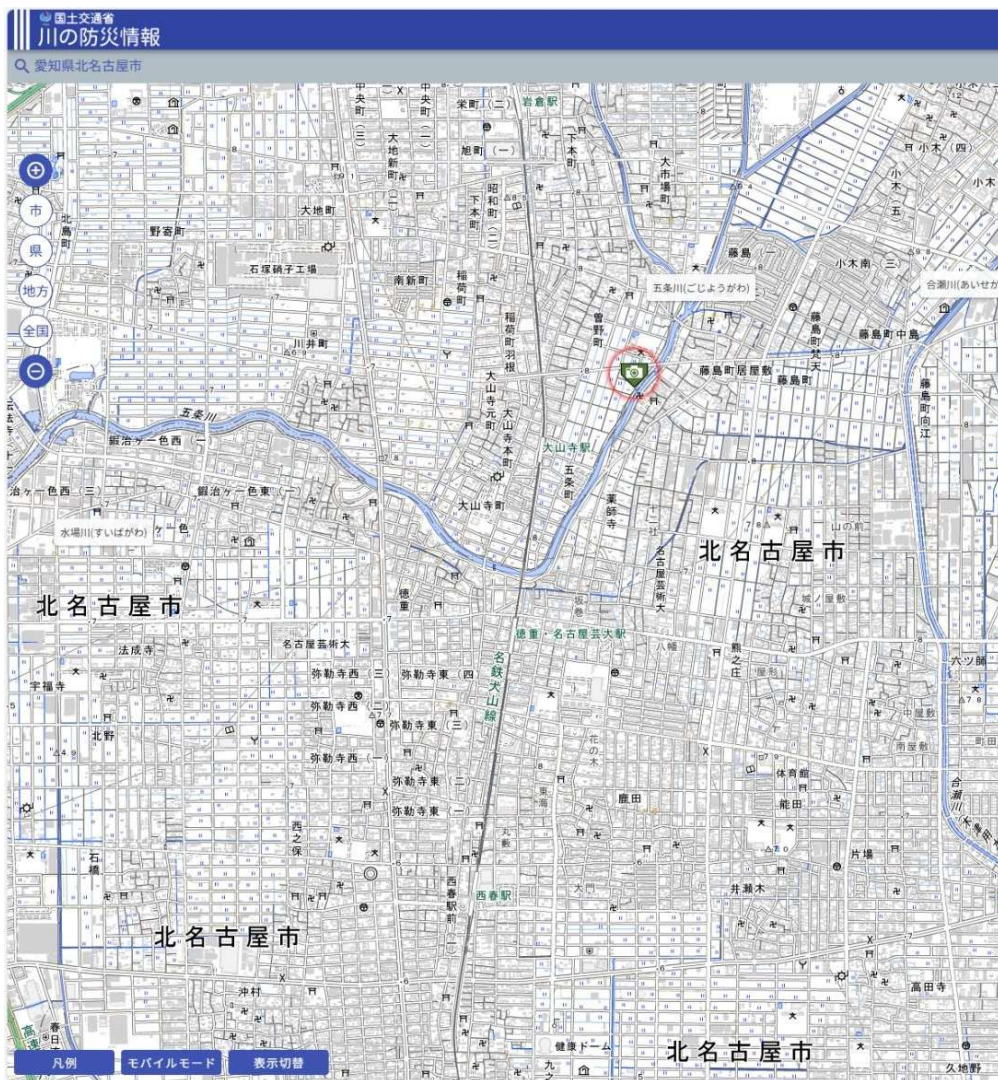
水系名	河川名	設置箇所	市町村名	設置年度	事務所名	数量
庄内川	矢田川	長栄八反	名古屋市	R5	尾張建設事務所	8
庄内川	香流川	猪子石	名古屋市	R5		
天白川	天白川	天白川	名古屋市	R5		
天白川	天白川	天白島田	名古屋市	R5		
天白川	扇川	鳴海	名古屋市	R5		
山崎川	山崎川	瑞穂	名古屋市	R5		
庄内川	内津川	内津川旧河川	春日井市	R5		
庄内川	内津川	松本	春日井市	R5		
日光川	善太川	埋田橋	津島市	R6	海部建設事務所	1
庄内川	五条川	曾野	岩倉市	R5	一宮建設事務所	5
庄内川	五条川	曾本	江南市	R5		
日光川	日光川	日光川除塵機*	江南市	R6		
庄内川	青木川	無名橋*	扶桑町	R6		
日光川	三宅川	大和橋*	稲沢市	R6		
合 計						14

設置箇所の市町村については、地域防災計画等に、簡易型河川監視カメラを防災情報の一つとして位置付けるようお願いいたします。

※は令和8年度出水期までに設置予定

8) 簡易型河川監視カメラ

- 簡易型河川監視カメラの映像は国ウェブサイト等で公開しており、現在の川の様子を確認することができる。
- また、平常時の静止画も公開しており、避難判断の目安等としての利用ができる。



現在の川の様子

平常時との比較により避難判断の目安等としての利用ができる

平常時の川の様子

平常時の静止画を表示

9) 危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラの設置計画について

【検討経緯】

- 2023年(R5)10月 水防災協議会連絡調整会議
- 2024年(R6)5月 第11回水防災協議会
- 2024年(R6)11月 水防災協議会連絡調整会議
- 2025年(R7)3月
- 2025年(R7)5月 第12回水防災協議会

「河川情報の提供の強化について」意見照会
 要望のあった増設箇所から2023年6月2日大雨で浸水被害の発生した河川の内優先整備箇所の提示
 (西古瀬川、善光寺川、佐奈川)
 「危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラ増設箇所(案)」の提示
 危機管理型水位計優先整備箇所(3箇所)の設置完了
 R7年度以降の設置計画の提示

危機管理型水位計 設置計画					
市町村	河川	設置箇所	R6	R7	R8
一宮市	野府川	郷橋付近		○※	
稲沢市	三宅川	雁橋付近		○※	
知立市	逢妻男川	竹橋付近		○	
岡崎市	鉢地川	乙川合流部上流付近		○※	
豊川市	西古瀬川	裏大橋	○		
豊川市	善光寺川	万石橋	○		
豊川市	佐奈川	佐奈橋	○		
田原市	新堀川	新堀橋付近		○	

青字は庄内川・木曾川圏域の市町
 ※は次年度に設置

簡易型河川監視カメラ 設置計画					
市町村	河川	設置箇所	R6	R7	R8
江南市	日光川	日光川除塵機付近	○※		
扶桑町	青木川	無名橋付近	○※		
稲沢市	三宅川	大和橋付近	○※		
津島市	善太川	埋田橋付近	○※		
東海市	大田川	内堀橋付近			○
南知多町	内海川	名切橋付近			○
碧南市	新川(碧海)	新川橋付近		○※	
豊田市	巴川	巴新橋付近		○※	
豊橋市	梅田川	摩耶橋付近			○
豊川市	善光寺川	小坂井高校付近			○
田原市	蜷川	田原東部小学校付近			○
田原市	汐川	西野橋付近		○※	

青字は庄内川・木曾川圏域の市町
 ※は次年度に設置

危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラの増設は、R6年度から3か年で実施予定としている。

10)洪水予報河川及び水位周知河川における河川監視カメラの強化について

- これまで洪水予報河川及び水位周知河川の基準水位観測所など、河川管理上必要な箇所に対し、河川監視カメラを設置してきた。
 今後は、水防上重要な地点の監視体制を強化するため従来型河川監視カメラを設置する。
- 本計画はR7年度から3か年で実施する。
 (R7年度に調査設計、R8年度及びR9年度に設置工事)

従来型河川監視カメラ 設置箇所							
県事務所名	市町村	河川	設置箇所	新設・切替	R7	R8	R9
尾張建設事務所	名古屋市	天白川	天白川	簡易型から切替	●	○	
	名古屋市	新川	洗堰	新設	●	○	
	名古屋市	香流川	猪子石	簡易型から切替	●	○	
	春日井市	内津川	松本	簡易型から切替	●		○
	名古屋市	山崎川	瑞穂	簡易型から切替	●		○
	名古屋市	扇川	鳴海	簡易型から切替	●		○
一宮建設事務所	岩倉市	五条川(上流)	曾野	簡易型から切替	●	○	
	一宮市	青木川	赤池	新設	●	○	
知多建設事務所	阿久比町	阿久比川	宮津	簡易型から切替	●	○	
知立建設事務所	知立市	猿渡川	六反橋	簡易型から切替	●	○	
西三河建設事務所	西尾市	矢作古川	小島	簡易型から切替	調整中		
豊田加茂建設事務所	豊田市	逢妻女川	千足	簡易型から切替	●		○
	豊田市	籠川	京町	簡易型から切替	●		○
東三河建設事務所	豊川市	音羽川	国府	簡易型から切替	●		○
	豊橋市	柳生川	花田	簡易型から切替	●		○
	豊橋市	梅田川	浜道	簡易型から切替	●		○
	豊川市	佐奈川	佐土	簡易型から切替	●		○

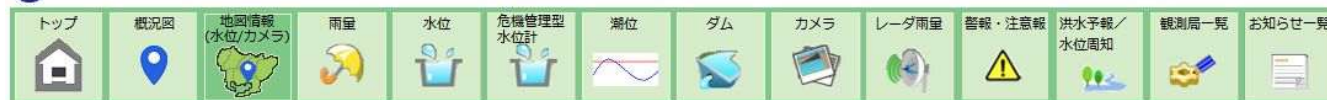
青字は庄内川・木曾川圏域の市町

●：調査・設計 ○：機器の設置

11) 県と市町村が設置した監視カメラ映像の連携

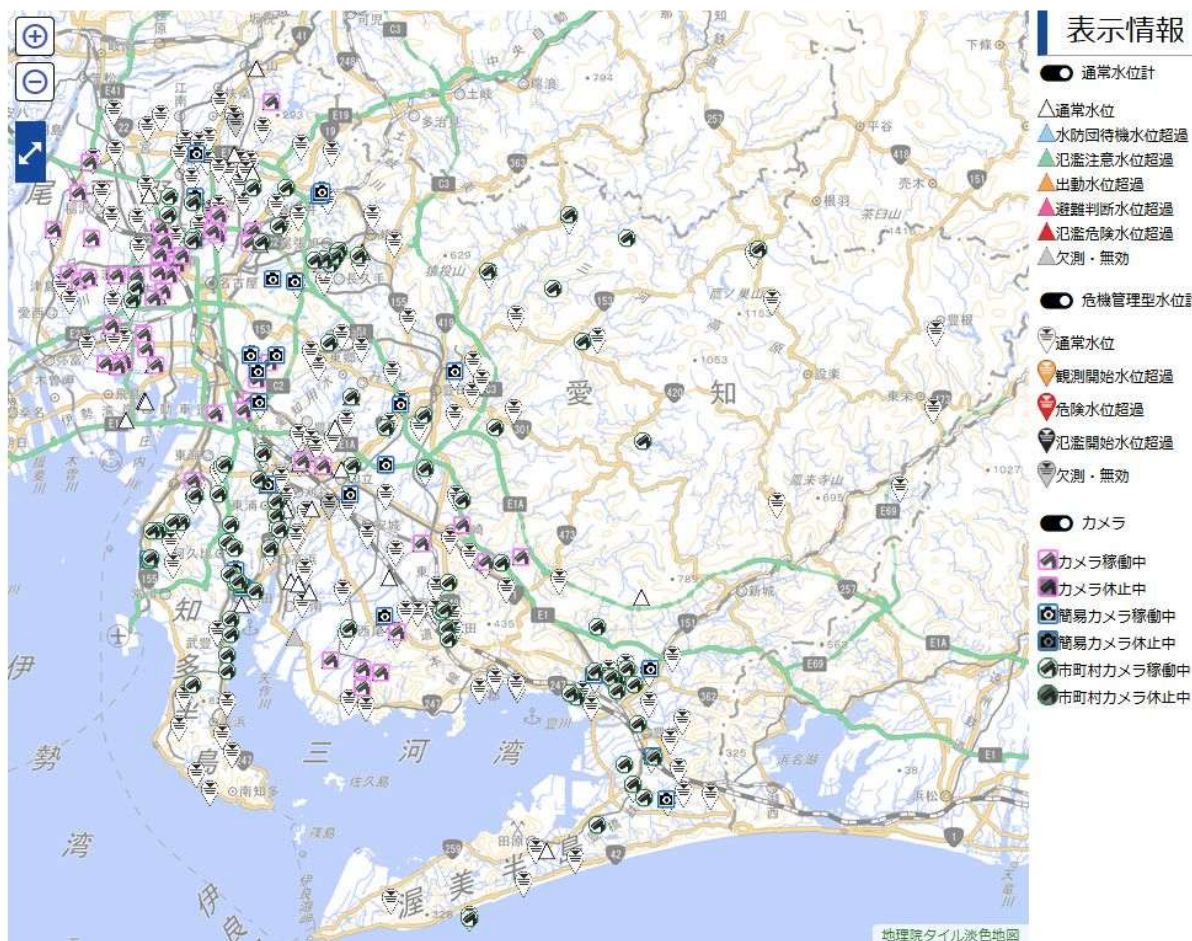
➤「愛知県 川の防災情報」では、令和7年6月から市町村が県管理河川に設置した河川監視カメラについても、同ウェブ上で閲覧可能である。

愛知県 川の防災情報



地図情報 (水位・カメラ) 01月28日 16時39分

更新



<https://www.kasen-aichi.jp/>

12)ワンコイン浸水センサ

ワンコイン浸水センサとは

小型、長寿命かつ低コストで、堤防や流域内に多数の設置が可能な浸水センサ



出典:ワンコイン浸水センサ実証実験について(国土交通省)

ワンコイン浸水センサの設置目的

大雨による浸水被害や河川の氾濫を踏まえて、実証実験として、以下の参加目的等でモデル地区となる自治体が公募し、愛知県内の9自治体に設置した。

- ①管内の浸水状況把握
- ②浸水情報の自治体防災関係システムへの連携など

官民連携による浸水域把握イメージ

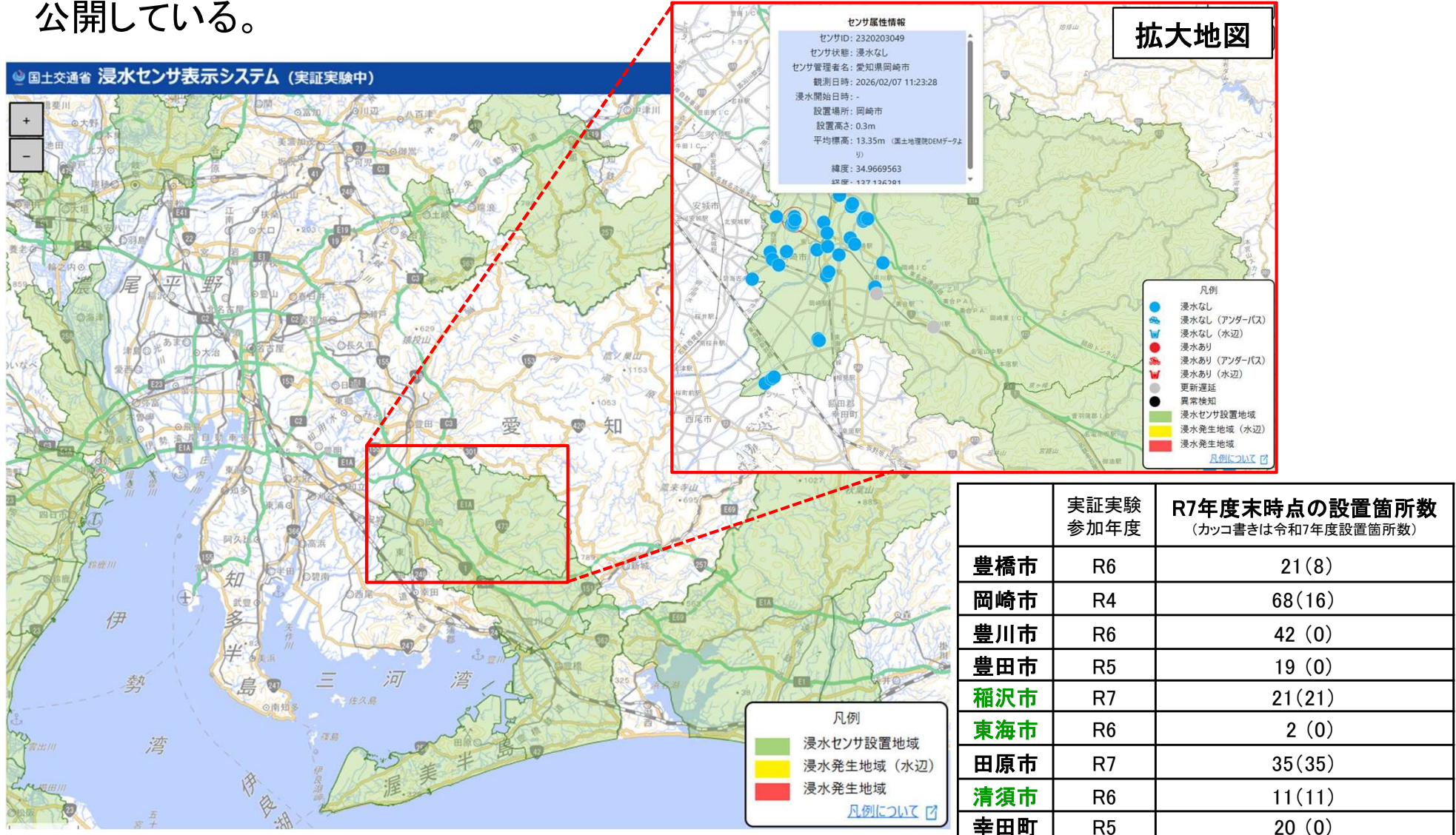


出典:ワンコイン浸水センサ実証実験について(国土交通省)

12) ワンコイン浸水センサ

○ワンコイン浸水センサによる浸水状況の把握

国土交通省では、ワンコイン浸水センサによる浸水情報を集約し、webサイトで試行的に公開している。

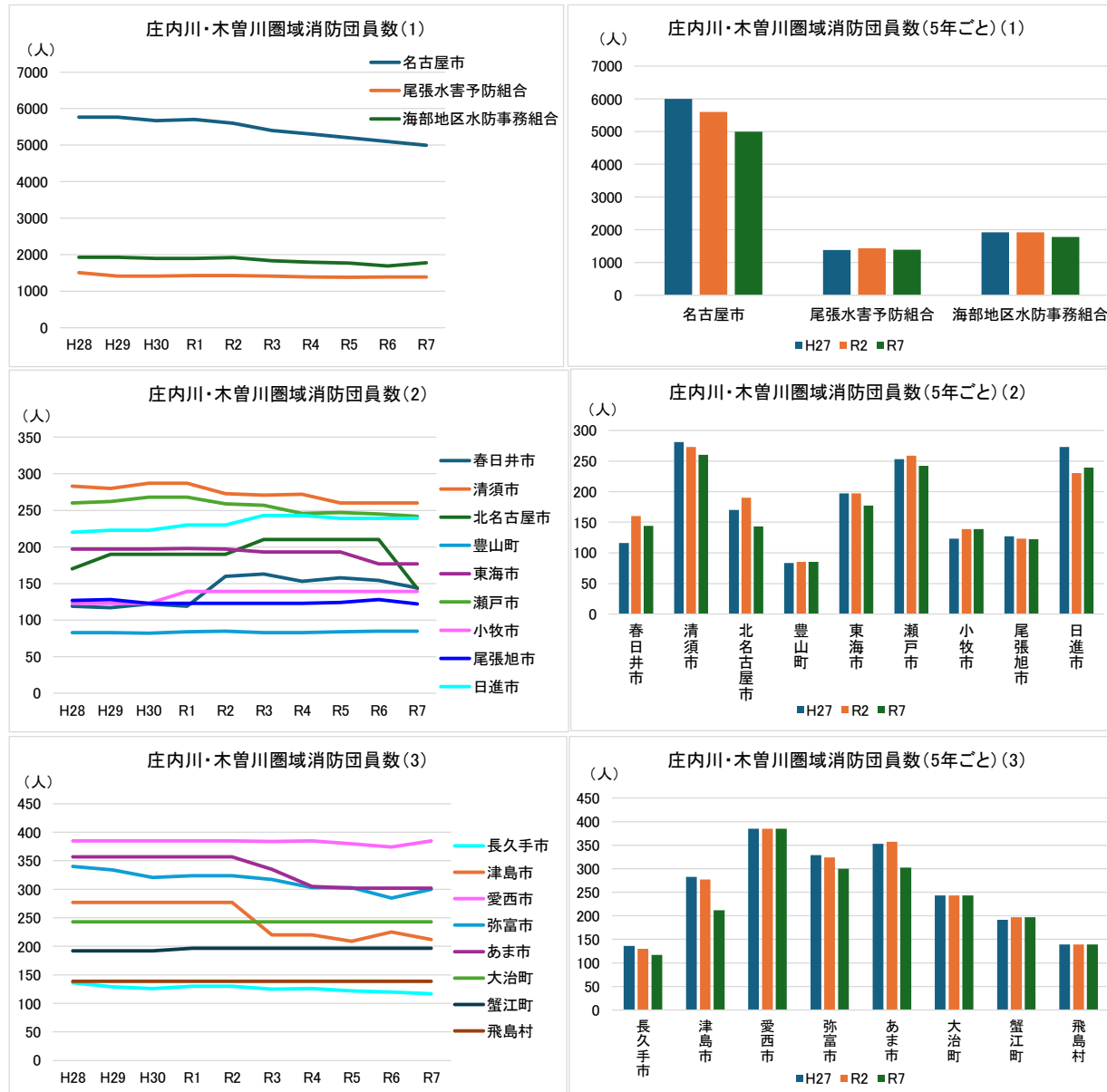


出典: 国土交通省webサイト 浸水センサ表示システム

※緑字は庄内川・木曾川圏域の自治体

13) 過去10年間の消防(水防)団員数の推移

- 過去10年の傾向は、全体としては概ね横ばい傾向であるが、一部で減少傾向も見られる。
- 今後も引き続き、団員数の維持を図っていく必要がある。

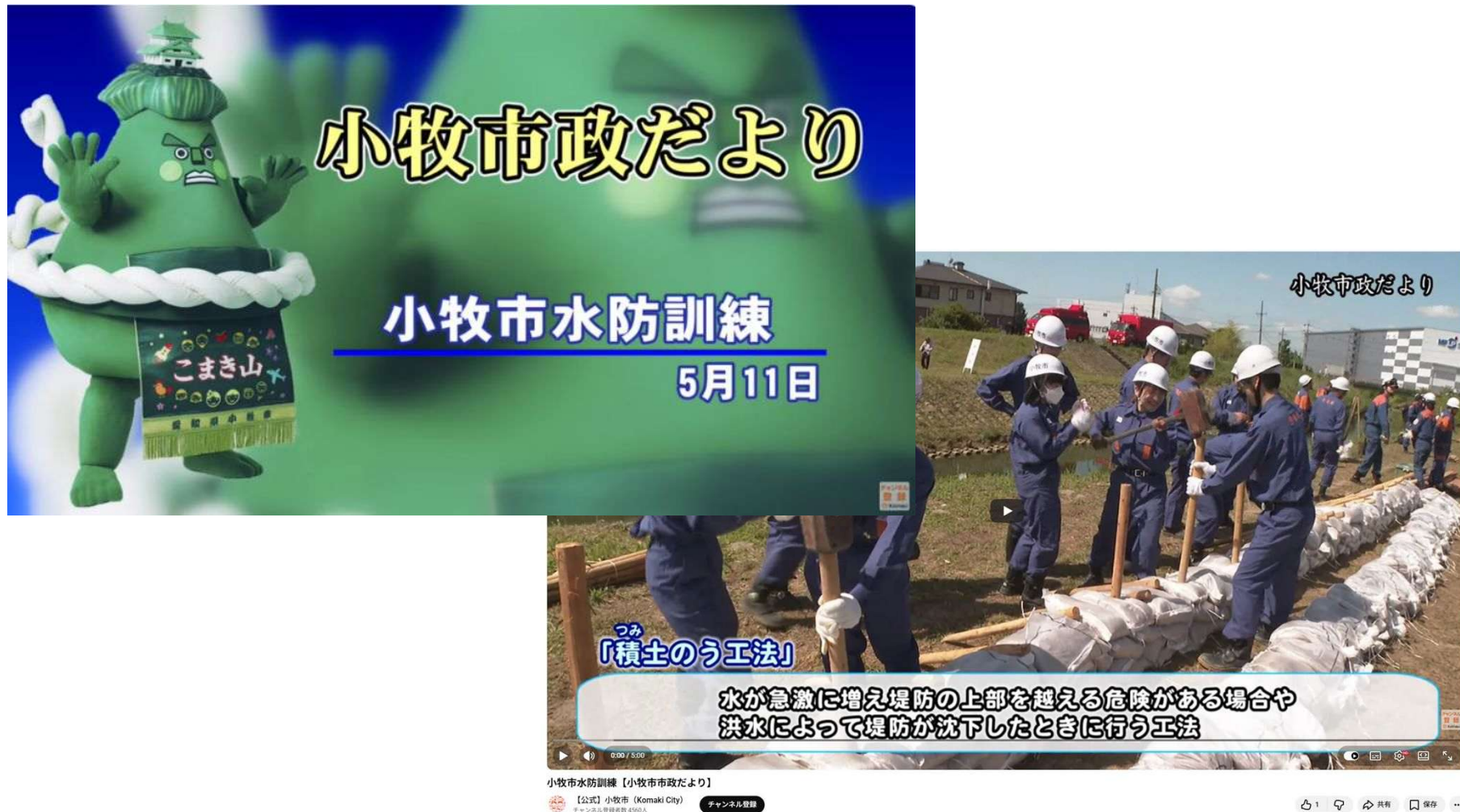


14) 消防(水防)団員確保の取組について

- 自治体のホームページで、活動内容や入団資格等を紹介している。
- 募集動画、チラシ、ポスターを作成し、女性団員の募集も積極的に行っている。

【小牧市】

過去の水防訓練のようすをYouTube動画で配信している



出典: you tube小牧市公式チャンネル

14) 消防(水防)団員確保の取組について

- 地域防災力の中核となる消防団への理解促進と消防団員の確保を図るため、毎年1月20日を「あいち消防団の日」と定め、2013年から県内で一斉に加入促進活動を展開している。

令和7年度「あいち消防団の日」を中心とした啓発活動実施一覧(市町村別) ※庄内川・木曾川圏域内のみ抜粋

市町村	日時	場所	実施内容	担当	連絡先	市町村	日時	場所	実施内容	担当	連絡先
名古屋市	1月11日(日) 10:00-11:45	名古屋市港区ガーデンふ頭	出初め式及びふれあい広場において大学生消防団によるリーフレット、啓発グッズの配布	消防局総務部 消防団課	052-972-3561	愛西市	1月11日(日)	愛西市文化会館 愛西市佐織公民館	成人式で新成人に消防団員募集チラシを配布	消防本部 総務課	0567-26-1102
	1月26日(月) 17:00-18:30	JR名古屋駅東口	名古屋市消防団サポーターdela及び大学生消防団によるチラシの配布				1月15日(木) 16:00-17:00	商業施設 (ヨシツヤ佐屋店・勝幡店)	消防団員募集チラシの配布		
一宮市	1月18日(日) 10:00-11:05	九品地公園競技場	一宮市消防出初式の会場内においてPRブースを設置(リーフレット、啓発グッズの配布)	消防本部 総務課消防団担当	0586-72-1193		1月15日(木)~ 1月21日(水)9:00-17:00	JR永和駅敷地内	「消防団員募集」のぼりの設置		
瀬戸市	1月18日(日) 9:00-12:00	瀬戸市民公園	出初式終了後、「消防ひろば」を開催し、消防団の啓発活動実施	瀬戸市消防本部 消防総務課	0561-85-0438	清須市	1月15日(木)~ 1月21日(水)8:30-17:15	清須市役所北館1階	PRブースの設置	危機管理部 危機管理課	052-400-2911
春日井市	1月18日(日) 9:00-14:00	オークワ春日井店	・リーフレット、啓発グッズの配布、PRブースの設置 ・消防団車両の展示、子供用防火衣の試着	消防本部 消防救急課	0568-85-6374	北名古屋市	1月19日(月)~ 1月23日(金)	北名古屋市役所西庁舎1階ロビー	消防団PRポスター展示および消防団員募集チラシ配架(追加)	生活安全部 危機管理課	0568-22-1111
津島市	1月18日(日) 10:00-11:00	ヨシツヤ津島本店 ヨシツヤ北テラス	リーフレット、啓発グッズの配布	消防本部総務課	0567-23-0417		1月20日(火) 18:30-19:30	名鉄西春駅改札口周辺 名鉄徳重・名芸大駅改札口周辺	リーフレット、啓発物品の配布		
犬山市	1月18日(日) 9:00-12:00	犬山市南部公民館 するすみふれあい広場	出初式及び終了後に消防広場を開催し、消防団の普及啓発活動を実施	消防本部 消防総務課	0568-65-3122	弥富市	1月11日(日)	弥富市総合社会教育センター	二十歳のついでリーフレット配布	総務部 防災課	0567-65-1111
江南市	1月11日(日) 9:00-12:00	Home&nicoホール (江南市民文化会館)	出初式及びその終了後にリーフレット、啓発グッズの配布	消防本部 消防総務課	0587-55-2250	あま市	1月11日(日) 9:00-11:00	あま市美和文化会館 あま市甚目寺公民館	はたちの式にて参加者へ啓発活動を実施	危機管理課	052-444-0862
	1月20日(火) 17:30-18:30	名鉄江南駅付近 名鉄布袋駅付近	リーフレット、啓発グッズの配布			長久手市	1月18日(日) 午前中	長久手市役所第1駐車場	消防出初式第2部の消防ひろばにおいて、リーフレット、啓発グッズの配布	安心安全課 防災消防係	0561-56-0611
小牧市	1月10日(土) 9:30-11:40	小牧市市民会館駐車場	出初式次第に「消防団員募集」を記載し、啓発グッズも併せて来場者に配布	消防本部 消防総務課	0568-76-0229	豊山町	1月18日(日) 10:00-11:00	エアポートウォーク名古屋玄關前	リーフレット等の配布	防災安全課	0568-28-0355
稲沢市	1月20日(火) 17:30-18:30	国府宮駅	リーフレット、啓発グッズの配布	消防本部 総務課	0587-22-2111	大口町	1月11日(日) 午前中	大口町町民会館	成人式了後にリーフレット、啓発グッズの配布	町民安全課	0587-95-1966
東海市	1月18日(日) 10:00-11:00	市内各所	今年度作成した、市独自の団加入促進ポスターを市内各所に配布する。	消防本部 庶務課	0562-32-1178		1月25日(日) 13:00-15:00	無印良品ルビットパーク大口	リーフレット、啓発グッズの配布		
尾張旭市	1月19日(月) 14:40-16:00	ショッピングタウンASKA	リーフレット、啓発グッズの配布	消防本部 消防総務課	0561-51-0861	扶桑町	1月19日(月)~ 1月21日(水)9:00-17:00	扶桑町役場2階事務所前	リーフレット、啓発グッズの配布	防災安全課	0587-92-4110
岩倉市	1月11日(日) 12:00-15:00	アデリア総合体育文化センター	成人式の参加者へリーフレット等の配布	消防本部 総務課	0587-37-5333	大治町	1月20日(火) 10:00-11:00	大治町役場庁舎玄關	来庁者に啓発グッズの配布	総務部 防災危機管理課	052-444-2711
	1月15日(木)~ 1月21日(水)8:30-17:15	岩倉市消防本部	PRブースの設置、リーフレット等の配布			蟹江町	1月18日(日) 10:00-11:30	JR蟹江駅、近鉄蟹江駅、富吉駅	啓発グッズの配布	消防本部 総務課消防団係	0567-95-5121
日進市	1月15日(木)~ 1月21日(水)9:00-17:00	市役所庁舎内	PRブースの設置	防災安全課	0561-73-3279	飛島村	1月15日(木)~1月21日(水)8:30-17:15 (閉庁日を除く)	飛島村役場 総合窓口	リーフレット、啓発グッズの配布	総務部 総務課	0567-97-3461

出典:愛知県ウェブサイト(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/594272.pdf>)

15) 河川管理施設の整備等に関する事項(治水対策)

河川改修等

現状の取組状況

- ◆ 河川整備計画に基づき河道整備等を実施している。また、流域のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の考え方にに基づき、事前防災対策を実施していく。

庄内川・木曾川圏域



【令和7年度:主な事業実施箇所】

河川名	工事場所	工事内容
矢田川	尾張旭市	護岸工、樹木伐採
新川	名古屋市	橋梁改築、高潮堤工
薬師川	小牧市	護岸工、橋梁改築
五条川	清須市	橋梁改築、護岸工
地蔵川	春日井市	排水機場供用 (R5.6~)
大田川	東海市	河床掘削
天白川	名古屋市	護岸工、堤防耐震補強
日光川	飛鳥村	水閘門撤去
野府川	一宮市	放水路整備 (発進立坑築造)